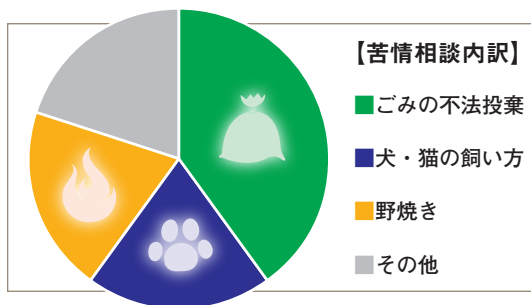


あなたのその行為 レッドカード!!

環境課には、昨年度 270 件超の苦情相談が、寄せられました。
 その中でも、特に件数が多いのが「ごみの不法投棄」「犬・猫の飼い方」「野焼き」です。

今回、この3つの問題について、具体的な事例を紹介します。
 みなさん一人一人が、「どうすれば、問題が発生しないのか?」「どうすれば、生活環境が良くなるのか?」を、考えてみてください。



1 ごみの不法投棄 = 捨て得は絶対に許さない!

◆法律の「罰則規定」◆ (「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より)

法第16条では、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されており、これに違反した場合は、5年以下の懲役、若しくは 1,000 万円 (法人は 3 億円) 以下の罰金、又はその併科に処せられます。

🚫 不法投棄の現状

三日月町金田地区 河川沿い

投棄物：家庭ごみ (洋服、家具類)
 警察と連携して調査を進めました。

牛津町宿古賀地区 ごみステーション付近

投棄物：農業用資材

小城町原田地区 県道沿い

投棄物：建設資材

芦刈町下古賀地区 水路内

投棄物：タイヤ

苦情
件数

平成23年度

116件

平成24年度

54件

12月
末現在



不法投棄がもたらす危険

正しい処理方法をせずに不法投棄した場合、廃棄物から、有害物質が漏れだし、環境破壊を引き起こす危険性があります。

不法投棄は

犯罪です！

小城警察署 生活安全課

一般的に不法投棄は、事業所が産業廃棄物を投棄する場合に適用されると思われがちですが、一般家庭のごみを投棄した場合も、この法律が適用されます。

不法投棄の約8割は、建設系廃棄物ですが、一方で、河川敷や道路沿いの空き地などにも家庭用のごみの投棄が後を絶ちません。

家庭用ごみの不法投棄は、小城市の美観を損なうとともに、自然環境や私たちの生活環境を破壊し、水質汚濁や土壌汚染などの被害を与えることがあります。

不法投棄は、犯罪です！
小城警察署は、不法投棄事案について、今後もきちんに対応していきます。



私たちにできること

不法投棄を見かけたらすぐ連絡を！

①日時

②場所

③車のナンバー

④投棄の状況

【問合せ】・小城市役所 環境課（西館1階）
☎37・6102
・小城警察署 生活安全課
☎73・2281



不法投棄をさせない！

市では、9人の廃棄物監視員と協力して、不法投棄の監視パトロールを行っています。小城市を「美しく住みよいまち」「不法投棄のないまち」にするには、みなさんの「不法投棄をしない！させない！」という気持ちが必要です。不法投棄を目撃したら、環境課または、小城警察署へご連絡ください。

みなさんの目が、不法投棄を未然に防ぎます！！
ご協力よろしく申し上げます。



2. 飼い主のマナー違反による苦情が急増中！

一部のマナーを守らない飼い主のために、近隣の住民や正しくペットを飼っている人たちが、大変不愉快な思いをし、迷惑をしています。飼い主は、ペットへの愛情はもちろん、責任を持って最後まで飼い続ける義務があります。



トラブルの事例

- 🐕 散歩中に犬のフンの始末をしない飼い主が増えて困っている。
- 🐕 近所に放し飼い犬がいて、危なくて困る。
- 🐕 近所の犬が昼夜問わず吠え、眠れずに体調を崩した。
- 🐕 猫が敷地内にフンや尿をして、とても臭い。
- 🐕 放し飼い犬に咬まれた。

🚫 放し飼い犬をなくそう！

苦情件数

平成23年度 **56件**

平成24年度 **36件** 12月末現在

市で保護をした犬は、飼い主が分かれば連絡できますが、中には飼い主が分からないために、やむなく県の「動物管理センター」に引き取られていく犬もいます。犬の「鑑札」や「狂犬病予防注射済票」は飼い主に連絡を取る大事な手掛かりとなります。不幸な犬たちをなくすためにも、犬は必ず登録し、鑑札や注射済票を首輪につけておきましょう。

犬の散歩をしているときに、ノーリードの犬や、フンの始末をせずにそのまま散歩を続ける飼い主がいます。マナーを守っていない飼い主がいるため、ペットを飼っている人みんなが同じように思われます。リードをつけることやフンの後始末をするのは難しいことですか？
やっている人は、ちゃんとやっていますよ。同じ犬を飼っている者同士、できないことはないですよね。



Mさん (三日月町)

犬の散歩「マナー」

💡 私たちにできること

フンやおしっこの後始末はしっかりと!!

散歩の時にフンの片づけをしないと大変迷惑です。マーキングの時のおしっこも、した後には臭いが残ります。散歩の時はフンの片づけはもちろん、おしっこの後処理用の水なども持って出かけてください。



鳴き声は犬からのサイン!!

犬は吠えることで、様々な感情を表現しています。人の言葉と同じなので全く吠えないようにしつけることはできません。大切なのは、気持ちを理解し、その原因を取り除いて、無駄に吠えるのをやめさせることです。愛犬の言葉に耳を傾けてください。

放し飼いは犬にも人にも危険な行為!!

犬を放すのは、大変危険な行為です。散歩している人や他の犬を咬んだり、交通事故に遭ったりする場合があります。また、犬が苦手な人や、アレルギーを持った人は、犬が近づくだけでも恐怖に感じます。必ずリードをつけて散歩してください。

野良猫にエサを与えないで!!

野良猫にエサを与えると、近所に猫が増え、フン・尿による悪臭が近隣にも漂うようになります。また、エサを与えることは「飼い主と同等の責任」を負うこととなります。「かわいそう」とか「猫に罪はない」といった一時的な感情でエサを与えないでください。

3

野焼きは禁止されています！

◆法律の「罰則規定」◆（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より）

法第16条の2に掲げる規定に違反して廃棄物（ごみ等）を焼却した者は、5年以下の懲役、若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、又はその併科に処せられます。

苦情
件数

平成
23年度

39件

平成
24年度

16件

12月末
現在



寄せられている苦情内容

- 家の中に煙や臭いが入り込む
- 洗濯物にすすや臭いがついて迷惑
- 煙たくて窓が開けられない など



悪質な野焼きをなくそう！

最近、紙やプラスチックごみを焼却する悪質なケースが増え、中には警察や消防が出動する事態も発生しています。

市では監視体制（市民の皆さんからの連絡も含め）の強化に取り組んでいますが、「悪質」な野焼きがなくなりません。

今後は、県・警察・消防との連携をさらに強化し、監視、指導を行います。

「野焼き」からの火災多発

小城消防署

昨年、市内では17件の火災が発生。その内、野焼きに起因する火災が9件もありました。地元消防団との連携で消し止めたものや、あわや大規模火災になりかねなかった事例もあります。地域の安全を火災から守りましょう！

※火災とまぎらわしい煙の出る行為は、消防署への届け出が必要です。



私たちにできること

ごみは

- ・分別して出す！
- ・指定袋で出す！
- ・指定された日・時・場所に出す！

まとめ

住みよい地域づくりも「協働」で

今回は、環境課に寄せられた苦情相談件数が多い、「不法投棄」「犬・猫の飼い方」「野焼き」について紹介しましたが、いずれの事案にも共通することは「自己中心的」な考えです。

環境問題は、さまざまな要因が関係しており、個別の取り組みだけでの解決は難しくなっています。

「自分さえよければ」ではなく、お互いがお互いを思いやる気持ちを持って、住みよい地域をつくっていきましょう。

【問合せ】環境課（西館1階） ☎37・6102